

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する ワーキングチーム（第1回から第4回まで）における委員の意見概要

【課題の整理について】

- 放送事業者側から制度的課題として挙げられたものの中には、法制度上の話とビジネス上の仕組み・慣行の話が混在しており、スケジュールがタイトな中で対応がより複雑になってしまっている。両者は区別して議論すべきであり、法律としてできることのほか、ビジネスとして汗をかくべき話もある。また、放送業界のほかにも権利処理に苦労している分野はあり、そこの整合性についても問題となる。制度改正は、著作権や著作隣接権全般に影響するものであり、権利者の意見を聴いたうえで整理を行っていく必要がある。

【第1回】

- 制度面の課題と運用面の課題が混在しているので、よく整理していく必要がある。【第1回】
- 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理については、運用面の課題に近いと思う。【第1回】
- 放送局の求めを全部充たそうとすると、著作権法第2条の「放送」の定義などを改正するしかないのではないかという面がある。「放送」の定義の改正については、視聴者にとってはフタかぶせが最小限になるので恩恵が大きいですが、現時点では全くもって権利者側の理解を得られている段階にはない。ワーキングチームとして、「放送」の定義の改正は無理という総意の下で議論を進めることでよいのかという点は確認してから議論を進めたい。【第3回】
- 資料1の課題の整理(案)は、現行法の基本的枠組みをそのままにした上で、短い時間で現実的な対応が取れる範囲の論点として整理されていると理解。「放送」の定義を変更すると、波及効果があまりにも大きくなり、極めて非現実的である。【第3回】

- 追っかけ配信・見逃し配信まで「放送」の定義に含めることは困難であり、同時配信のみならず、追っかけ配信・見逃し配信まで視野に入れて総合的な解決を目指すとするれば、資料1に示されている課題の整理（案）の内容が現実的。【第3回】
- 仮に著作権法上の「放送」の定義を同時配信等にまで拡大したとしても、借用素材のような個別のライセンス契約において「放送」と記載されているものが自動的に同時配信等にまで広がるのかといえ、急にはそうならない。法律の規定だけ直してもそれだけでは済まない実務的なところまでカバーできるわけではなく、著作権法全体に与える大きな影響との関係からすると、「放送」の定義を改正することがコストパフォーマンスの良い解決方法なのかという疑問がある。【第3回】
- 「放送」の定義を変えると一挙に物事が解決できるような部分もあると思うが、その検討には結構時間がかかる。著作隣接権の問題も関係してくるので、今回出されている論点を迅速に検討していくことがむしろ早道。【第3回】

【検討の進め方について】

- 非常にスケジュールがタイトであり、優先的に議論する課題を決めた方がよい。議論の順序を考える上で、運用で処理できるものとそうでないものを分けて考えることも必要ではないか。【第1回】
- 初めから論点を絞るべきではなく、全体の議論をする中で、自然と優先順位付けは明らかになっていくものである。「著作権」の問題と「著作隣接権」の問題は相互に関連するので、どちらが優先かを決めることは困難。いずれにしても、本格的な検討は、権利者へのヒアリング終わった後に行うことが適当。【第1回】
- タイツなスケジュールの中で多くを追求し過ぎると虻蜂取らずになる。その中で、放送と同時配信で制度のバランスが取れていないところを重点的にピックアップし、その点を検討して行くというアプローチが考えられる。【第1回】

- 限られた時間の中で出来ることを行うというのが前提。海外との制度比較の調査研究も実施しているので、海外での取扱いも参考にしながら検討を進めることも重要。【第1回】
- メリハリをつけて検討を進めることが必要。制度改革だけで解決しようとしても上手く進まないで、運用面の改善も併せて検討する必要。【第1回】

【関係者間の調整について】

- 本課題については、ステークホルダー間の調整が適切に行われることが前提となる。放送事業者側が権利者と調整し、理解を得るための対策を検討したり、権利者側へのメリットを示す必要がある。【第1回】

【制度改革の影響・効果の把握について】

- この制度改革によってどのくらいの効果が出るのかを把握することが重要。放送事業者側の配信の円滑化の程度、権利者側のビジネスの豊かさに与える影響の程度、消費者の便益の高まりの程度について、制度改革を要望する側（放送事業者側）が明らかにすべき。【第1回】
- フタかぶせ率や権利処理件数の低下などのKPIを設定し、制度改革によってどの程度課題が解決したかを把握・分析できるようにしておくべき。【第1回】

【制度改革に係る論点】

（対象とするサービスの範囲）

- 放送と同時配信等は別個のサービスであり、法的に同じサービスだと位置付けることは難しいと思うが、放送と放送付随的同等配信とは実体的には同様の面があるので、できる限り同様に取り扱って欲しいという意見は理解できる。例えば、放送の際の許諾に関して一定の範囲で推定を肯定するなどの工夫も考えられる。【第1回】

- 放送と通信の融合問題があったときに制度が足を引っ張るという議論はよくある。日本における放送と通信の融合は外国と比較して遅れているとの批判もよく出るが、今回見逃し配信まで範疇に入れば、一気に制度面では欧米に追いつく。その観点では、資料1でまとめられている方向性で踏み出すことができるとよい。【第3回】
- 著作権法上、「同時配信」と「追っかけ配信」は違うというのは分からなくはないが、国民一般目線・視聴者一般目線から考えても、サービスの意味から考えても両者に大きな差を付けてしまうと意味がないと思う。「追っかけ配信」は同時性が高いことから、「同時配信」に近いものだという視点を持って検討すべき。【第3回】
- 「同時配信」、「追っかけ配信」、「見逃し配信」をカテゴリカルに考えずに、個々の論点・規定ごとに丁寧に、実体を重視して議論すべきである。おそらく「同時配信」についてはあまり異論がなくて、「追っかけ配信」は同時にかなり近いし、「見逃し配信」は、時期にもよるが、同時に近い可能性もありうるかと思う。【第3回】
- 「ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱い」については、放送形態によって公共性・公益性にばらつきがある。例えば、基幹放送事業者が行うテレビ放送については、番組調和原則を満たさなければいけない等の放送法上の義務が課されており、非常に公益性が高いが、それ以外の放送については、非常に趣味性の高い専門チャンネル等もあり、放送の公益性の高さにはいろいろなものがある。これが今回の議論に影響する余地もある。【第3回】
- 既存のライセンス市場、既存の秩序をどこまで重視するのかによって、検討の方向性は変わってくる。また、同時配信と追っかけ配信・見逃し配信は性質が違うという議論もあるところなので、それぞれの配信の性質決定をする必要がある。それが、報酬請求権相当のものなのか、許諾権相当のものなのか、許諾権の場合に実務的にどのようにやっていくのか、を考えていく必要がある。【第3回】

- 一般視聴者の実態としては、見逃し配信まで含めた同時配信等による放送番組の視聴もマイナーなものではなくなっている、その点を考慮すると、ある程度落としどころが見えてくると思う。今回のたたき台に関して大きく反対するものではなく、メディア論の立場で考えれば、見逃し配信までというところが1つポイントになると考える。【第3回】

（現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大）

- 権利者団体から、第38条第3項について、従来からの規定への不満や改善の要望が出ていたが、本件対応とそもそも論の大きな論点は区分して、後者は将来の検討課題とすべき。検討の終期も決められているため、本課題を解決するために必要最低限の対応に絞った方が良い。【第2回】
- 第38条第3項については、同時配信に限定して拡大するのであれば、視聴者から見れば、視聴端末の違いに過ぎないので賛成。【第3回】
- 第38条第3項の議論において、同時配信と追っかけ配信を区別することは一般人から理解されにくいと思う。同時配信の価値はテレビでできないことが若干できるようになる点であり、ここでは同時配信と追っかけ配信がワンセットでも良いと思う。【第3回】
- 第38条第3項自体の問題は今回の議論とは別に腰を落ち着けてやるという前提で、現実的にできるところとなると、同時配信を対象に含めることが現実的な路線。実体からみると見逃し配信は同時配信から遠くなるので、この短い検討期間で含めていくのは難しいと思うが、追っかけ配信は実体によってはほぼ同時配信と同様という可能性もありうるので、併せて考える余地はある。【第3回】
- 第38条第3項を同時配信に適用拡大するとともに、第100条や第100条の5に定めるテレビジョン放送の伝達権を同時配信に拡大する必要があるかないかという点について検討することも考えられるのではないか。【第3回】

- 放送局の伝達権を拡大する話は、今回の議論とは整合しないと思う。放送局のために著作権者、著作隣接権者の権利を切り下げていく流れで、放送局の権利が増えるのはバランス論として理解しづらいので、第100条及び第100条の5については特に手当は不要と思う。【第3回】
- 第44条は同時配信等に適用拡大しないと、第34条第1項、第39条第1項、第40条第2項のような権利制限規定に基づき同時配信等を行う場合について安定的に配信できなくなるので、少なくともその範囲で適用拡大は必要。一部の権利者団体から、現にライセンスされていることが指摘されているが、ライセンス市場がどの程度のものか出して頂かないと判断しにくい。【第3回】
- 第44条が適用される場合は、権利制限規定に基づいて放送等を行うことができる場合と、放送等の許諾に基づいて放送等ができる場合があるところ、前者は追っかけ配信や見逃し配信のための固定を行うようにできる必要性があるが、後者は、同時配信等の許諾を得れば、そのための複製・固定も許諾されていると普通は思うため、敢えて同条で権利制限をする必要性がどこにあるか疑問。【第3回】

（借用素材を含む著作物等についての利用円滑化）

- 放送を許諾すれば自動的に同時配信もできるようにするといった権利制限を設けるのは、かなり思い切った措置であり、慎重に検討する必要。【第1回】
- 権利者側として、放送での利用は良いが同時配信での利用はダメというケースがあまりないのであれば、（権利者が意思を明示してない場合に）放送の許諾を得た場合に、同時配信もできるようにすることなども考えられる。権利者側の通常の意味がどこにあるかを考えることが重要。【第1回】
- 放送と同時配信はビジネスとしては別物であり、その性質からして同一の扱いがふさわしくないものについては、その処遇に違いが生じてもやむを得ない面もある。他方、アウトサイダーへの対応など、放送及び配信に共通の課題については、今後の引き続きの議論に回した方がよいかも知れない。【第1回】

- 権利者の意見を聴かないと方針は見通せない。その中でも、現行権利制限規定の見直しは検討が必須の事項であり、個々の条文ごとに具体的に対応を検討すべき。また、借用素材の権利処理の円滑化についてニーズが高いとのことだが、基本的には許諾の範囲の話であり、当事者の意思が明確であればそのとおりの効果が及ぶ。ただし、当事者の意思が不明確な場合に、同時配信等の可否をどう解釈するかという点について何らかの規定を置くことは考えられる。【第1回】
- 借用素材の利用について、権利者が追っかけ配信や見逃し配信を許諾しない理由がそれらの権利を保有していないからという点にあり、それらの権利を保有している場合には許諾することが普通だということであれば、追っかけ配信・見逃し配信についても推定の対象に含める余地があるようにも思う。【第3回】
- 権利者側から同時配信と追っかけ配信・見逃し配信を区別すべきという意見はあったと思うが、同時配信のみを許諾対象に含めることが権利者の通常の意味と合致するというはっきりした意見もなかったように思う。今回は、許諾したものとみなすのではなく、推定するにすぎないので、仮に追っかけ配信・見逃し配信まで推定の対象としたとしても、同時配信はよいが、見逃し配信までは駄目だという場合は、柔軟に推定の覆滅を認めることで上手く拾えると思う。【第3回】

（レコード・レコード実演の利用円滑化）

- 運用面の課題として、権利者団体の加入率を高めるインセンティブ制度について議論すべきではないか。【第1回】
- 権利者団体の加盟者が全て一括処理の手続を使っているわけではないため、権利者団体に属しているか否かというよりは、その手続を利用しているかどうかに着目した方がよい。「アウトサイダー」という言葉のニュアンスも良くないため、ネーミングを含めて検討する場があると良い。【第1回】

- 「アウトサイダー」の定義は、それ自体を一つの論点としても良いくらい大きな問題。今後議論をしていくうちに決まっていくものなので、現時点で定義を決め打ちにしないほうが良い。【第1回】
- 集中管理の度合いが高い領域は運用実態面からの改善による権利処理も検討可能だが、集中管理が進んでない領域は何らかの手段を考える必要。【第2回】
- 「アウトサイダー」の定義・範囲については、(権利情報データベースに登録されていないものではなく、) 著作権等管理事業者によって管理されている利用方法については、管理事業者によって管理されていないものをここでいう「アウトサイダー」と定義すべき。権利情報データベースに登録されているだけでは、許諾に係る包括処理ができないこと、著作権等管理事業者と違って権利者に応諾義務がないこと、著作権等管理事業者の使用料規程とは異なり使用料の水準について規制がないことから、著作権等管理事業者によって管理されている利用方法については、それだけを特別扱いすることで良いと思う。外国権利者も同じ取扱いで良い。【第3回】
- 「アウトサイダー」について、権利情報データベースへの登録の有無で区別すると、権利情報データベースに登録されているものについては、応諾義務も補償金もないという中で、個別のライセンスを得なければならなくなり、一番使いにくくなると思う。このような仕組みだと制度としてアンバランス。【第3回】

(リピート放送の同時配信等における利用円滑化)

- 同時配信等について、実演家の許諾を不要としつつ報酬の支払いを求める改正が必要になると思う。その際、同時配信・追っかけ配信だけでなく見逃し配信まで対象とするか否かは、過去番組の見逃し配信を行う必要性の有無による。【第3回】
- リピート放送に関しては、許諾を不要としつつ、報酬の支払いを認めることがポイントかと思う。また、見逃し配信を含めるか否かは、ニーズによって変わるとは思うが、これは他の論点も同様。やはり、各論点ごとに実体・実質がどうかということを考えざるを得ない。【第3回】

（裁定制度）

- 第68条は現状全く利用されていない制度と理解。しかし、改正によって日の目を見る可能性もあるので、追っかけ配信・見逃し配信まで対象に含めて改正することで賛成。同条の著作隣接権への準用については、第67条では既に改正して準用しているので、それとの並びで準用するということが良いと思う。【第3回】
- 第67条の供託免除については、放送事業者によって財政能力は様々であるから、一律に放送事業者であれば供託免除するというのはちょっと違うと思う。政令の中で、何らかの支払い能力のようなものを担保できるというような基準で線引きをする必要がある。【第3回】
- 「相当な努力」の点については、著作権等管理事業者のウェブサイトを活用することは1つの方法であると思うが、色々なところに掲載されることで一覧性が低くなり、分かりづらくなることが懸念。【第3回】
- 第68条は、過去の小委員会において、制度が利用されていないことを理由に廃止の考え方もあったが、同条は、公共性が強い放送において著作物を公衆に伝達するための最後の手段であるから、制度を廃止する必要はないという整理を一旦したところ。今後、放送と同時配信等を一体的に行っていくことを考えると、その両方において著作物が使えるという最終手段を残しておく方が良く、この制度を同時配信等に拡大して残すことで害があるわけではないと思う。ただ、条約上の問題がないかは念のため確認した方が良い。【第3回】
- 裁定制度の改善については、猛烈な数の裁定申請が文化庁に集中したときの文化庁の負担を懸念。集中管理団体や指定団体等に行政権限を委任する道も有り得るのではないか。これらの団体の方が生の情報をたくさん持っているので早く許諾を出すことが可能。そのような根本的な制度改革を考えても良い時期。なお、著作権だけでなく著作隣接権もあることも念頭に制度を検討すべき。【第3回】

【その他】

- 法整備に当たっては、補償金を上手く組み込めるかどうかが鍵となる。【第2回】
- 既存のライセンススキームとの共存ということを考えた場合に、それを全部白紙にしてしまって制度改正することが是でないとするならば、制度改正を検討するにあたっては、既存の制度とのかみ合わせ部分を点検していくのが近道である。【第3回】
- 2030年辺りを考えるのであれば、抜本的に変える必要がある。予測が利かないところはあるが、徐々に伝送路は関係なく放送番組を見るという形に人々はシフトしていくので、伝送路基準だけではなくコンテンツ基準でも物事を考えていくほうに傾斜、加味していかなければいけない。ただ、1～3年といった目先の課題として考えると、資料1のたたき台に基づいて進めるのが極めて現実的。【第3回】
- 今やろうとしているのは、2030年のための処方箋を書こうとしているわけではなく、2020年ないし2021年の話。著作権法の立場としては、放送とインターネット配信というのは全く違うものだという前提で始まっていて、ただ、実質がだんだん近づきつつあるという状況。これらが同様となるのが2030年なのかもしれないが、現在はまだそのような前提に立っていないので、やはり実質論ベースの現実の枠内で検討を進めるしかないと思う。【第3回】
- 今回、同時配信、追っかけ配信も含めて実質的には放送と同じような整理になっていくということで、イギリスやフランス、ドイツなどと結果的には著作権法上は同じような扱いができるようになることは、1つの成果になるのではないかと思う。【第3回】

(以上)